

## 検討にあたっての視点

## (1) 令和6年度生涯学習審議会

- ・審議目的：答申の完成（令和7年3月予定）
- ・諮問：「これからの生涯学習を支える「公共」の役割について」
- ・会議開催：6回（予定）

## (2) 審議項目の前提

- ・20年～30年後を見据えた役割の検討であること
- ・「公共施設」の事業運用（体制，事業内容，人員など）面に焦点をあてること
- ・生涯学習センターを拠点として充実させること
- ・中間答申の3「府中市の生涯学習が抱える課題」の2～4をとくに取り上げる

(2) 社会教育・生涯学習に関連する多様な施設（図書館・市民活動センター・男女共同参画センター・美術館）とのさらなる連携が求められ、学校等との協働も強化する必要がある。

(3) 既成の講座を受講するのではなく、より主体的に学びたいと思う人たちへのサポート体制（相談機能や生涯学習ファシリテーターやサポーターの活用）の一層の充実が求められる。

(4) 地域の拠点である文化センターと市全体の拠点である生涯学習センターとの役割分担を明確にして、相互の連携も進めていく必要がある。

## (3) 審議の方向性

すべてに共通するキーワードは「学びのコミュニティの活性化」である。

生涯学習センターにしても文化センターにしても、人々が集まって学ぶ、というところに特徴がある。府中市独自の「学び返し」もその一つだが、学びたい人、学びあいたい人たちが集まり、共に学んでいく場をどれだけ創出できるか、がこれからの生涯学習の鍵となる。これを、主に次の2つの視点から話し合っていく。

① 地域に根ざした学びのコミュニティをどう活性化するか

② テーマごと、課題ごとの学びのコミュニティをどう活性化するか

## (4) 主なキーワード

- ・「学び返し」
- ・学習機会の提供
- ・他施設との差別化
- ・学びのコミュニティの活性化

## ※「生涯学習」と「社会教育」に関する法令

### <生涯学習>

#### 《教育基本法》

第三条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### <社会教育>

#### 《教育基本法》

第十二条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### 《社会教育法》

第二条（社会教育の定義） この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

## ※市内施設の設置の目的

### <生涯学習センター>

市民の生涯学習の振興を図り、市民生活の充実に寄与するため  
多種多様な学習機会を提供し、いつでも誰もが学習できる環境づくりを目指す

### <文化センター>

#### 《公 民 館》

市民のために実際生活に即する教育に関する各種の事業を行い、市民の生活文化の振興を図るとともに社会福祉の増進に寄与することを図るため  
(社会教育法第 21 条)

#### 《高齢者福祉館》

市民の福祉を増進し、生活の向上を図るため。  
(老人福祉法第 27 条の 2)

#### 《児 童 館》

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを図るため。  
地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする  
(児童福祉法第 40 条)